H30.7.2　第１回　資料③

○新小樽市立病院改革プラン評価委員会設置要綱

制　　定　平成30年3月27日病院局長決裁

（設置）

第１条　新小樽市立病院改革プラン（以下「改革プラン」という。）の進捗状況を客観的に評価することにより、改革プランの着実な推進及び病院事業の経営改善に資することを目的として、新小樽市立病院改革プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、毎年度の決算と合わせて本プランの取組状況の点検、評価を行うとともに、その他改革プランの推進に関し必要な事項について検討し、その結果を病院事業管理者に報告する。

（組織）

第３条　委員会は、委員８名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから病院事業管理者が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　市内各種団体の代表者

⑶　公募市民

⑷　その他病院事業管理者が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、改革プラン計画期間の最終年度における取組状況の評価等の結果を病院事業管理者に報告した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ１名置く。

２　委員長は委員の互選とし、副委員長は委員長が指名する。

３　委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議の議長となる。

３　会議は、委員（議長である委員長を含む。次項において同じ）の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

６　委員が会議に出席したときは、予算の範囲内において報償を支給することができる。前項に規定する委員以外の者が出席したときも同様とする。

７　会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により会議を非公開とすることができる。

８　会議の傍聴に関しては、小樽市議会傍聴規則（昭和３４年小樽市議会規則第２号）の例による。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、病院局事務部において行う。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。